

災害時における物資の供給に関する協定書

南あわじ市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、南あわじ市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定した場所とし、甲または甲の指定した者は乙の提出する納品書等により確認の上、物資の引渡しを受けるものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支

払うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(要請の優先順位)

第11条 この協定は甲と乙が締結するものであるが、甲からの要請が兵庫県からの要請と重複した場合は、乙は兵庫県からの要請を優先するものとする。

2 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年12月19日

甲 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市
南あわじ市長

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長

別表 1 （第 3 条関係）

災害時における供給物資

種 類	物資名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品
食品等	飲料水、水缶、カップラーメン、菓子
冷暖房器具等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ